

納付金・標準保険料率算定における市町村アンケート(案)

市町村名	
担当課名	
回答者職氏名	
電話番号	

納付金・標準保険料率の策定に当たっては、平成 28 年 4 月 28 日に国から「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）が示されていますが、今後の国保運営方針等連携会議において意見交換や意見調整等を行ううえで参考とするため、納付金・標準保険料率に関して市町村の意見を伺うアンケートを実施いたします。ガイドラインの記載内容に沿って、各項目における考え方や配慮してほしい事項等がありましたらご記入ください。

1 基礎的な算定方針について（ガイドライン P58 より）

- 都道府県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。
- 都道府県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。
- 納付金して集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。

2 主に納付金の算定に必要な係数、方針（ガイドライン P59 より）

- α の設定の仕方
- β の設定の仕方
- 賦課限度額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分。市町村標準保険料率の算定にも当該限度額を用いる。）
- 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い
- 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか。

3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針（ガイドライン P59 より）

○標準的な収納率（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分/各市町村の規模別等）

○標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）

○所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数（医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分）

○保険者努力支援制度の都道府県分の扱い

○都道府県繰入金 2号分を活用した激変緩和措置の調整する範囲

4 「市町村基礎ファイル」の作成に必要な係数等

○標準保険料率（市町村算定方式）の算定を行うか。

○退職被保険者等の遡及適用数抽出期間終了月